

2012年1月6日 全10頁

11年6月総会の定款変更

(取締役・取締役会編)

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

[要約]

- 2011年6月に開催された株主総会で、東証一部上場会社のうち238社(246議案)が定款変更を実施したことが確認できた。本稿ではそのうち「取締役、取締役会」に関するものを紹介する。
- 「取締役、取締役会」に関連しては95社が定款変更を行った。そのうち、社外取締役との責任限定契約を可能とする会社(33社)が最も多かった。次いで、取締役の役職変更に伴う変更(24社)となっている。
- その他、取締役の定員を削減する会社(21社)、取締役の任期を1年に短縮する会社(18社)も目立った。

【目次】

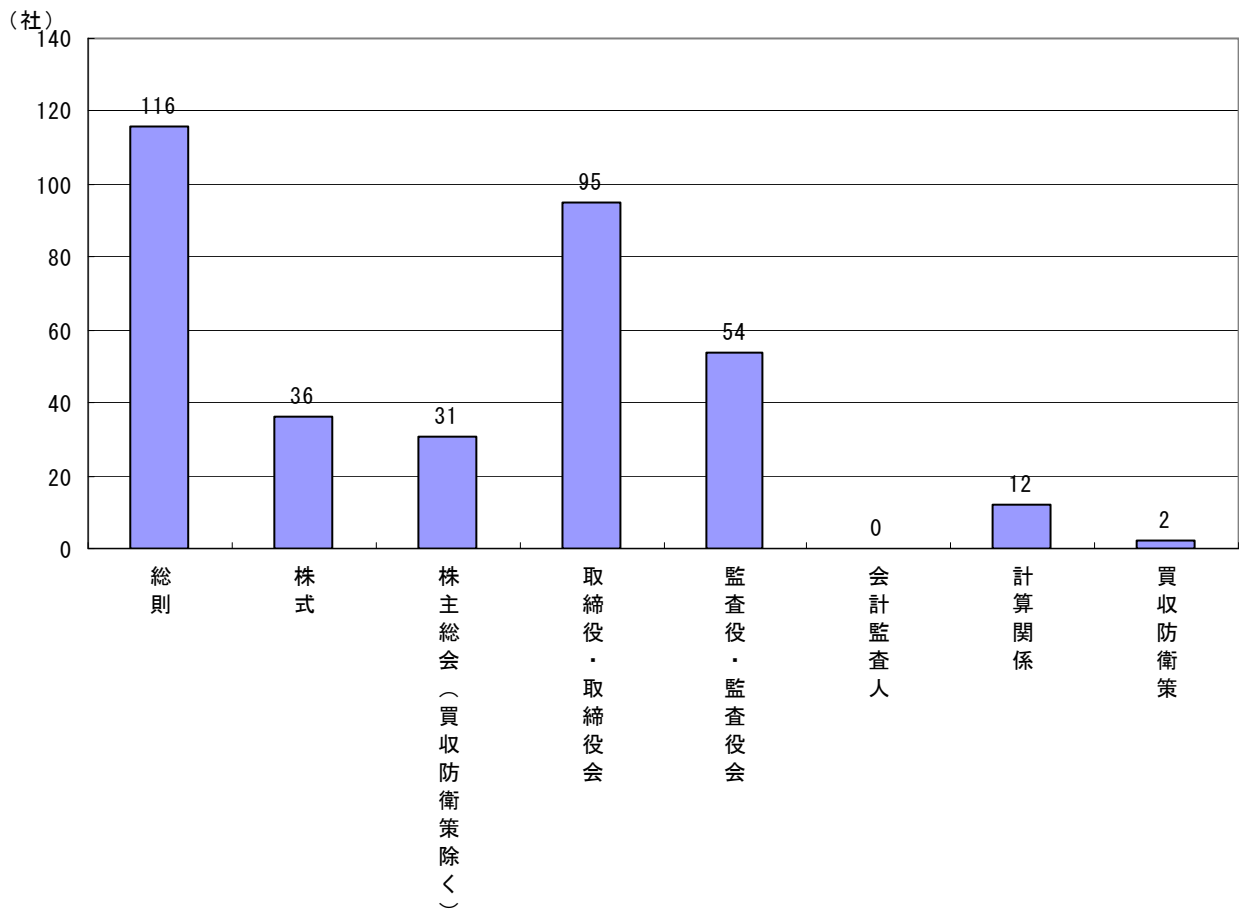
はじめに	2
1. 「取締役、取締役会」に関する定款変更の概要	3
2. 社外取締役との責任限定契約	4
(1) 「社外取締役との責任限定契約」の新設と社外取締役の選任	4
(2) 「社外取締役との責任限定契約」の導入理由	5
(3) 損害賠償責任の限度額	5
3. 取締役の定員削減	6
(1) 取締役の定員(上限)削減の理由	6
(2) 取締役の定員(上限)削減数	7
(3) 定款変更を受けた取締役の実人数の減少	7
4. 取締役の定員増員	8
(1) 取締役の定員(上限)増員の理由	8
(2) 取締役の定員(上限)増員数	8
(3) 定款変更を受けた取締役の実人数の増加	9
5. 取締役の任期短縮	9

はじめに

○2011年6月に開催された株主総会（臨時株主総会含む）で、東京証券取引所（以下、東証）第一部上場会社（内国会社）のうち238社（2010年は249社）が定款変更を実施したことが確認できた¹。複数の定款変更議案を提出している会社もあるため、議案数は246議案（同254議案）となる。

○主要な項目別の会社数は図表1の通りである。なお、技術的な文言の修正や条文の移動のみの変更等については会社数に含めていない（以下、同じ）。

図表1 2011年6月総会での定款変更（東証一部内国会社）



(注) 議案数ベースでは、「株式」が40議案、「取締役・取締役会」が96議案となる。それ以外は、社数と議案数は同じである。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○商号や事業目的など「総則」に関する定款変更を行った会社が116社（2010年は127社）と最も多かった。次いで「取締役、取締役会」に関する定款変更が95社（同111社）であった。

¹ 上場会社による適時開示情報の中から、「東京証券取引所（第一部）」の「内国会社」による「定款の変更」をスクリーニングし、そのうち2011年6月開催の株主総会に会社提案として議案提出されたものを抽出した（株主提案分については含めていない）。事後的に定款変更議案が修正された旨の開示がなされた場合は、修正後の内容に従った。なお、今回の調査対象の中には、会社提案の定款変更議案が否決された例はなかった。

○以下、「監査役、監査役会」（54社（同54社））、「株式」（36社（同38社））、「株主総会（買収防衛策除く）」（31社（同20社））となっている。「買収防衛策」に関する定款変更を実施した会社は2社（同8社）に留まった。

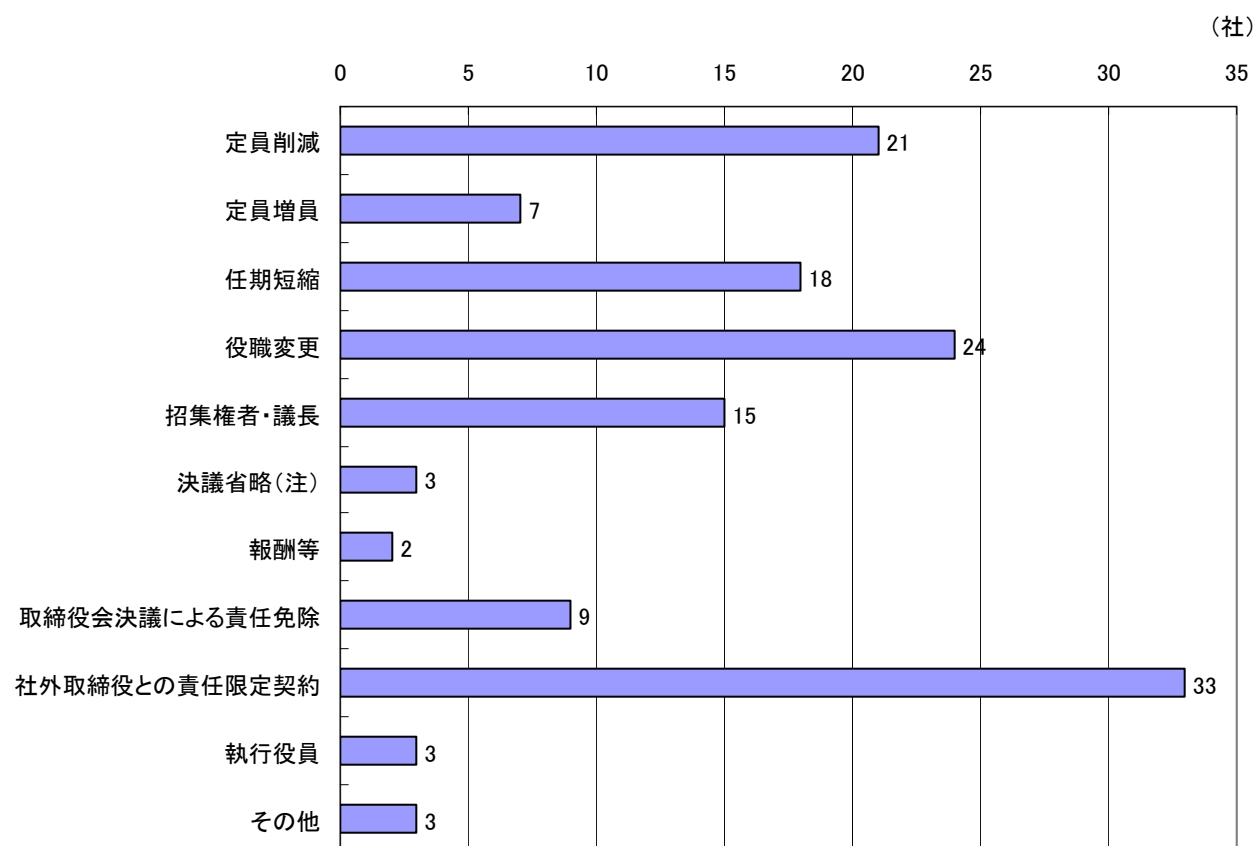
○本稿では、これらのうち、「取締役、取締役会」に関する定款変更について紹介する。なお、「総則」、「株式」、「株主総会（買収防衛策除く）」、「買収防衛策」については下記のレポートを参照されたい。それ以外の事項については別稿で紹介する予定である。

拙稿「11年6月総会の定款変更（株式・総会・防衛策編）」（2012年1月6日付レポート）

1. 「取締役、取締役会」に関する定款変更の概要

○2011年6月総会での「取締役、取締役会」に関する定款変更を行った会社は95社確認できた。昨年（111社）と比較すると減少しているものの、比較的、多数の会社が実施している。具体的な変更内容は、図表2のように多岐にわたっている。

図表2 2011年6月総会での「取締役、取締役会」に関する定款変更（東証一部内国会社）



(注) 取締役会の目的事項について、取締役全員の書面（電子媒体も可）による同意があり、かつ、監査役が異議を述べなければ、取締役会の決議（可決）があったものとみなすという定款規定を設けるもの（会社法370条）。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○「社外取締役との責任限定契約」の導入を行った会社が最も多く33社（2010年は50社）であった。以下、取締役の「役職変更」（24社（同35社））、「定員削減」（21社（同13社））、「取締役の

「任期短縮」（18社（同13社））、取締役会の「招集権者・議長」の変更（15社（同17社））、「取締役会決議による責任免除」（9社（同9社））、「定員増員」（7社（同9社））となっている。

- これらのうち「役職変更」は、会長、社長、副社長、相談役といった役職の新設・廃止、名称の変更などに伴う定款変更である。また、「（取締役会の）招集権者・議長」の変更も、「役職変更」に関連して実施されるものであることが多い。
- そこで以下では、「社外取締役との責任限定契約」、「定員削減」、「定員増員」、「任期短縮」について説明する。

2. 社外取締役との責任限定契約

- 社外取締役は、定款の定めがあることを要件に、会社との間であらかじめ「責任限定契約」を締結することができる。即ち、社外取締役の任務懈怠責任について、例えば、株主代表訴訟などを通じて損害賠償請求がなされた場合でも、善意でかつ重大な過失がないときは、定款に基づき、損害賠償責任を一定の範囲内（その社外取締役の報酬等の2年分相当額（最低責任限度額）と、定款で定めた額の範囲内で予め会社が定めた額のいずれか高い金額）に限定するという契約を結ぶことができる（会社法427条など）。
- 言うまでもなく、「責任限定契約」を締結すれば、社外取締役は、負う可能性のある責任の上限をあらかじめ、確定させておくことが可能となる²。このことにより、その会社の事情に通じていない（独立性のある）者でも、株主代表訴訟等によるリスクを一定の範囲内に限定しておくことで、社外取締役に就任しやすくなる（発行会社サイドから見れば招聘しやすくなる）と考えられている。
- 2011年6月総会で社外取締役との責任限定契約に関する定款変更を行った会社は、**33社**であった。これは、昨年水準（50社）は下回ったものの、「取締役、取締役会」に関する定款変更の中で最も多数を占めている。
- なお、この33社は、いずれも新たに責任限定契約に関する規定を新設する定款変更を行っている。

(1) 「社外取締役との責任限定契約」の新設と社外取締役の選任

- 社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設した **33社中24社については、同じ総会で社外取締役の選任・再任に関する議案を提出**していることが確認できた。うち23社は、定款変更議案と社外取締役の選任・再任議案がいずれも株主総会の承認を受けた場合には、社外取締役との間で責任限定契約を締結する予定である旨も招集通知の中で明らかにしている。
- 社外取締役の選任・再任を機に、責任限定契約を導入する会社が多いが、その一方で、社外取締役の選任とは関係なく責任限定契約に関する定款変更を実施している会社も存在している。これは東

² 江頭憲治郎「株式会社法 第3版」（有斐閣、2009年）p.448、一般社団法人日本取締役協会監修「独立取締役の現状と課題—社外取締役から独立取締役へ—」（別冊商事法務No.359、2011年）p.89など参照。

証などによる「独立役員」の設置義務化や、会社法制見直しの中で一定の会社に対して社外取締役を義務化する議論³などを受けて、将来、独立性のある人物を社外取締役として招聘しやすくすることを意図したものではないかと思われる。

(2) 「社外取締役との責任限定契約」の導入理由

○社外取締役との責任限定契約を導入する理由としては、「期待された役割の発揮」(28社)、「人材の確保」(24社)を挙げる会社が圧倒的に多い。また、社外取締役の「独立性」に言及している会社も2社確認できた。

図表3 「社外取締役との責任限定契約」導入の主な理由

①「期待された役割の発揮」……28社

(例)「社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう」(機械)

②「人材の確保」……24社

(例)「社外取締役に広く優秀な人材を招聘することを可能とするため」(食料品)

③社外取締役の「独立性」に言及している事例……2社

(例)「今後も引き続き、独立性や専門性の高い有能な人材を確保するため」(陸運業)

④社外取締役の導入を機に実施する旨を説明している事例……1社

(例)「社外取締役を導入するにあたり、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう」(建設業)

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○なお、「社外取締役との責任限定契約」導入と同時に、取締役(社外に限らない)の任務懈怠責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会決議により損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる⁴という定款規定(取締役会決議による責任免除、会社法426条参照)も併せて新設している会社は8社確認できた⁵。

○また、「社外取締役との責任限定契約」と同時に「社外監査役の責任限定契約」も新設している会社は21社確認できた。

(3) 損害賠償責任の限度額

○責任限定契約によって限定される社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法上、(その社外取締役の)報酬等の2年分相当額(最低責任限度額)と、定款で定めた額の範囲内で、あらかじめ会社が定めた額のいずれか高い金額とされている。

³ 法制審議会会社法制部会「会社法制の見直しに関する中間試案」(2011年12月、法務省のウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900107.html>)に掲載されている)。なお、拙稿「会社法制見直し中間試案」(2011年12月12日付レポート)も参照。

⁴ 総株主の議決権の3%以上(定款で引下げ可能)の議決権を有する株主が異議申立を行った場合は、免除が認められない(会社法426条5項)。

⁵ 2011年6月総会で「取締役会決議による責任免除」を導入した会社の合計は9社であった(図表2参照)。

○つまり、社外取締役が負うべき責任の限度額は、原則、報酬等の2年分相当額だが、定款で定める範囲で、これを上回る金額を定めておけば、その負うべき責任の限度額を引き上げることができる。

○2011年6月総会で社外取締役との責任限定契約を導入した会社(33社)のうち、会社法が定める最低責任限度額(報酬等の2年分相当額)とは別に、定款で負うべき責任の限度額を設定した会社は1社のみであった。具体的な水準は「500万円以上であらかじめ定めた額」とされている。

3. 取締役の定員削減

○取締役の定員削減を実施した会社(21社)は、全て定款が定める**取締役の定員(上限)を削減**している⁶。以下では、これらの会社について、取締役の定員削減の内容を検証してみる。

(1) 取締役の定員(上限)削減の理由

○定款変更により取締役の定員(上限)を削減する理由としては、「**執行役員制度(の導入、導入予定、定着など)**」(14社)、「**迅速な意思決定**」(13社)を挙げる会社が多かった(図表4)。

図表4 取締役の定員(上限)削減の主な理由

①「執行役員制度」に言及する事例……14社

(例)「経営の重要な意思決定を行う取締役と業務の執行を行う執行役員とを分離し、併せて取締役の員数を減少させ、取締役会の活性化、意思決定の迅速化を通して経営の効率化を図るため」(その他製品)

②「迅速な意思決定」……13社

(例)「事業環境の変化へのより一層機動的な対応および迅速な意思決定の実施を目的」(輸送用機器)

③「監督機能強化」……5社

(例)「取締役会の意思決定機能・経営監督機能のさらなる強化を目指し」(ガラス・土石製品)

④「取締役会のスリム化」、「経営の効率化」に言及する事例……5社

(例)「経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、取締役会のスリム化等により経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため」(化学)

⑤「経営環境への機動的対応」……4社

(例)「事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うため」(その他製品)

⑥「経営機能と業務執行機能の明確化」……4社

(例)「経営における意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、企業統治機能を強化するため」(卸売業)

⑦その他……11社

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

⁶ 過去には、取締役の定員の下限を引き下げた会社や、それまで取締役の定員に上限がなかったところ新たに上限を設けた会社もあった。

(2) 取締役の定員（上限）削減数

- 取締役の定員（上限）削減の定款変更を行った会社について、変更の前後で、どの程度の定員削減を行ったかを確認すると、**平均 7.9 名の削減**であった。
- 個別企業でみると、定款変更による定員（上限）の削減人数が最も多かったのは、15 名削減（「30 名以内」⇒「15 名以内」）の 2 社（食料品、輸送用機器）であった。逆に、最も削減人数が少なかったのは、2 名削減（「12 名以内」⇒「10 名以内」）の 1 社（その他製品）であった。
- また、定款変更により削減された定員（上限）の員数の、削減前の定員（上限）の員数に対する割合（以下、削減率）については、**平均 37.5%**となっている。つまり、これらの会社全体でみると、4 割弱の削減が行われた計算になる。
- 個別企業でみると、定款変更による削減率が最も大きかったのは、59.1%（「22 名以内」⇒「9 名以内」）の 1 社（卸売業）であった。逆に、最も小さかったのは、12.0%（「25 名以内」⇒「22 名以内」）の 1 社（情報・通信業）であった。

(3) 定款変更を受けた取締役の実人数の減少

- 前記(2)で見たのは、あくまでも定款上に定められた取締役の**定員**（上限）の削減である。定員（上限）が削減されたからといって、必ずしも、実際の実人数が、そのとおりに削減されているとは限らない。そこで、これらの会社が提出した有価証券報告書や招集通知などに基づいて、実際に取締役の人数の削減が行われたか否かを確認してみた。
- その結果、2011 年 6 月総会で定員（上限）を削減する定款変更を行った **21 社全てにおいて、同時に実際の取締役の人数についても削減**が行われていることが確認できた。従って、これらの会社においては、単に定款上の定員だけではなく、実際の実人数についてもスリム化が図られていることとなる。
- ただし、これらの会社（21 社）における削減後の取締役の人数は、必ずしも定款で定める定員（上限）とは一致しない。すなわち、削減された定員と同数になるように実際の実人数を削減した会社は 21 社中 5 社であった。残りの 16 社は、削減された定員をさらに下回る水準まで削減している。
- 次に、実際にどの程度、取締役の人数の削減を行ったかを見ると、人数で平均 5.9 名減、比率で平均 34.5%減であった⁷。
- 個別企業で見ると、人数ベースでは最も削減数が多かったのは、16 名減（27 名⇒11 名）の 1 社（輸送用機器）であった。逆に最も少なかったのは、1 名減（19 名⇒18 名が 1 社、15 名⇒14 名が 1 社、10 名⇒9 名が 1 社、9 名⇒8 名が 1 社）の 4 社（情報・通信業、ガラス・土石製品、その他製品、電気・ガス業）であった。

⁷ 削減状況は、あくまでも株主総会の前後で比較している。そのため、期中に辞任した取締役があることなどから、実質的にはより大規模な削減が行われたと考えるべきケースも含まれ得る。

○削減の比率が最も大きかったのは、65.0%減（20名⇒7名）の1社（輸送用機器）であった。この会社を含め、取締役の人数を半分以下まで大幅に削減した会社は7社確認できた。逆に、削減の比率が最も小さかったのは、5.3%減（19名⇒18名）の1社（情報・通信業）であった。

4. 取締役の定員増員

○前記3.とは逆に、定款が定める取締役の定員（上限）を増加した会社は7社確認できた。

(1) 取締役の定員（上限）増員の理由

○定款変更により取締役の定員（上限）を増加する理由としては、「経営体制強化」（3社）や「国際化、海外展開」（3社）を挙げる会社が多かった（図表5）。

図表5 取締役の定員（上限）増員の主な理由

- | |
|---|
| <p>①「経営体制強化」……3社
 (例)「経営体制の一層の強化・充実を図るため」(食料品)</p> <p>②「国際化、海外展開」……3社
 (例)「今後のグローバル事業展開の促進および経営基盤の強化に備えるため」(その他製品)</p> <p>③「コーポレート・ガバナンス」に言及する事例……2社
 (例)「業容の拡大及び国際化に伴い、コーポレート・ガバナンス機能及びマネジメント機能をさらに強化するため」(証券・商品先物取引業)</p> <p>④「事業拡大」……2社
 (例)同前</p> <p>⑤その他……2社</p> |
|---|

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

(2) 取締役の定員（上限）増員数

○取締役の定員（上限）増員の定款変更を行った会社について、どの程度の定員増員を行ったかを確認すると、平均1.7名の増員となっている。

○個別企業でみると、定款変更による定員（上限）の増員人数が最も多かったのは、3名増加（「19名以内」⇒「22名以内」）の1社（証券・商品先物取引業）であった。逆に、最も増員人数が少なかったのは、1名増加（「7名以内」⇒「8名以内」、「10名以内」⇒「11名以内」、「15名以内」⇒「16名以内」）の3社（食料品、サービス業、電気機器）であった。全体に小幅な増員にとどまっている。

○また、定款変更により増員された定員（上限）の員数の、増員前の定員（上限）の員数に対する割合（以下、増加率）については、平均15.0%となっている。

○個別企業でみると、定款変更による増加率が最も大きかったのは、25.0%増加（「8名以内」⇒「10名以内」）の1社（機械）であった。逆に、最も小さかったのは、6.7%増加（「15名以内」⇒「16名以内」）の1社（電気機器）であった。

(3) 定款変更を受けた取締役の実人数の増加

- 前記(2)で見たのは、あくまでも定款上に定められた取締役の**定員**（上限）の増員である。定員（上限）が増員されたからといって、必ずしも、実際の実人数が増えているとは限らない。そこで、これらの会社が提出した有価証券報告書や招集通知などに基づいて、実際に取締役の増員が行われたか否かを確認してみた。
- その結果、2011年6月総会で定員（上限）を増員する定款変更を行った**7社全てにおいて、同時に実際の取締役数についても増加**していることが確認できた。
- ただし、これらの会社（7社）における増加後の取締役の人数は、必ずしも定款で定める定員（上限）とは一致しない。すなわち、増員された定員（上限）まで実際の取締役数を増加させた会社は7社中5社であった。残りの2社は、増員された定員（上限）を下回る水準までしか増加させていない。
- 次に、実際にどの程度、取締役の人数の増員を行ったかを見ると、人数で平均2.1名増、比率で平均19.3%増であった⁸。
- 個別企業で見ると、人数ベースでは最も増員数が多かったのは、4名増（10名⇒14名、17名⇒21名が各1社）の2社（小売業、証券・商品先物取引業）であった。逆に最も少なかったのは、1名増（7名⇒8名、10名⇒11名、12名⇒13名が各1社）の3社（食料品、サービス業、その他製品）であった。
- 増員の比率が最も大きかったのは、40.0%増（10名⇒14名）の1社（小売業）であった。逆に、増加率が最も小さかったのは、8.3%増（12名⇒13名）の1社（その他製品）であった。
- また、増員された取締役の全部又は一部が社外取締役である会社（つまり、社外取締役の人数が増員されている会社）は、7社中2社（サービス業、小売業）であった。

5. 取締役の任期短縮

- 「任期短縮」の定款変更とは、会社法上、原則2年⁹とされている**取締役の任期を1年に短縮**するというものである。2011年6月総会で取締役の任期短縮を行った会社は、**18社（2010年は13社）**確認できた。なお、逆に任期を1年から2年に延長する会社はなかった。
- 任期を1年に短縮する理由としては、**「経営環境への機動的な対応」（15社）**や**「経営責任の明確化」（14社）**が多い。その他、**「コーポレート・ガバナンス」（3社）**や**「株主の信認（信任）」（2社）**に言及する会社もあった（図表6）。

⁸ あくまでも株主総会の前後で比較している。そのため、途中で辞任した取締役があることなどから、実質的には増加幅はより小さいと考えるべきケースも含まれ得る。

⁹ 厳密には、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで」と定められている（会社法332条1項）。

図表 6 取締役の任期短縮の主な理由

- ①「経営環境への機動的な対応」……15社
 (例)「経営環境の変動に応じ、より機動的な経営を遂行することを可能にするため」(金属製品)
- ②「経営責任の明確化」……14社
 (例)「経営責任を明確化し緊張感のある経営を行うため」(医薬品)
- ③「コーポレート・ガバナンス」に言及する事例……3社
 (例)「コーポレート・ガバナンス強化の一環として、会社経営に対する取締役の責任を明確にするとともに、経営環境の変化に一層迅速に対応できる経営体制を構築するため」(その他金融業)
- ④「株主の信認(信任)」に言及する事例……2社
 (例)「経営責任をより明確にし、株主の皆さまからの信任の機会を増やすため」(建設業)
- ⑤その他……4社

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- なお、図表6の記載事例の会社を含め、取締役の任期を1年に短縮した18社のうち5社については、2011年6月総会において、同時に買収防衛策の更新議案も付議していることが確認できた。これらの会社の場合、買収防衛策の更新について株主の理解を得るために、取締役の任期短縮を実施したという可能性も指摘できるだろう。
- その他、会社法上、取締役の任期を1年¹⁰とする会社は、一定の要件の下で、定款により剰余金の配当等を取締役会決議で決定できることを定めることができる(会社法459条1項)。
- 取締役の任期を1年に短縮した18社のうち2社については、2011年6月総会に剰余金の配当等の権限を取締役会に授権する定款変更も併せて行っていることが確認できた。

¹⁰ 厳密には、「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで」と定められている(会社法459条1項)。